

役員及び評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人両崖福祉会 役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人両崖福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員及び評議員等は役員及び評議員、評議員選任・解任委員会委員、運営協議会委員とする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 役員 | 報酬 |
| (2) 評議員 | 報酬 |
| (3) 評議員選任・解任委員会委員 | 報酬 |
| (4) 運営協議会委員 | 報酬 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員及び評議員等に対する報酬の額は、別表1に定める額で、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が法人の職務の執行に当たり、出張等の負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 出張に要する旅費(宿泊費含む)の、実費を支給する。

(支給の方法)

第6条 役員及び評議員等の報酬は理事会、評議員会、評議員選任解任委員会、運営協議会、等に出席及び勤務した都度、支給する。

- 2 役員及び評議員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 役員及び評議員等の報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を別表1に定める額に上乘せしてから控除し、表示どおりの金額を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(適用除外)

第9条 役員及び評議員等がこの法人の常勤職員である場合は、この規程は適用しない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月17日から施行する。

別表 1

(役員報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	7,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	12,000円
理事会、評議員会等会議への出席	7,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000円

(評議員報酬)

	日 額
評議員会への出席	7,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000円

(評議員選任解任委員会委員報酬)

	日 額
評議員選任解任委員会への出席	5,000円

(運営協議会委員報酬)

	日 額
運営協議会への出席	5,000円